

平成 24 年 12 月議会八尾春雄一般質問

八尾第 1 回目の質問

12番、八尾春雄です。5項目の質問をいたしますのでよろしくお願いしたいと思います。
現在の**広陵町の財政状況について**説明をお願いします。

この9月議会で平成23年度決算が認定をされました。これによれば、複式簿記を使用している水道事業特別会計を除いた8本の決算合計は、一般会計からの繰り出しと特別会計への繰り入れ重複形状を考慮しない前提で次にとおりとなることが判明しております。

1,000万円単位未満は四捨五入でございます。収入が178億3,000万円、支出が172億7,000万円。平成24年3月末日の起債残高が216億5,000万円。なお、うち交付税算入予定額が127億5,000万円ございますので、実質的な起債残高が89億円になります。平成24年3月末日の基金残高では23億4,000万円、これを年収500万円の家庭に当てはめると、住宅ローンの残高は607万円だが、今年度以降に返済したら357万円が戻ってくるので、250万円が実質的な借金となる。定期預金は66万円あり、これ以外に小口現金があると理解して差し支えないでしょうか。

なお、他の自治体では、土地開発公社の塩漬け土地が含み損を発生されている場合がありますが、我が広陵町では土地開発公社の保有土地は僅少でございます。

同じ1番目の2項目めです。

平成23年度一般会計決算は差し引き8億円の黒字、特別会計では2億3,000万円の赤字となるので、全体では5億7,000万円の黒字と言えます。これで間違いがないか。そうなってくると、住民の願いに応える財政力を我が町は保持しているというふうに言えるのではないかと思います。このことについてどのようにお考えでしょうか。

2番目の質問でございます。

2本の地区計画原案の今後の取り扱いについてでございます。

10月22日から2週間は馬見北5丁目地区計画原案が公告縦覧され、続いて11月13日から2週間は馬見南2丁目地区計画原案が公告縦覧に付されております。

提出された反対意見の概要はどのようなものでございましたでしょうか。今後の取り組みはどのようにされるのでしょうか。

3番目でございます。

近所から心配する声が出ていた廃屋の解体撤去について、及び空き地の適切な管理をしない地主への勧告命令についてでございます。

前回対応をお願いしていた南郷の廃屋がこのたび解体撤去作業が実行されて、広い更地が出現しております。

(1) 裁判で町が勝利して事態が進んだとのことですが、経過の概要を説明をお願いします。

(2) 住民がおらず事実上管理ができていない建物の管理について、今後どのような方針で臨まれるのでしょうか。

(3) 寺戸の工場は、これは寺戸大橋のところにありますガソリンスタンドの南側でございませう。このたび出入りができぬように封鎖されているが、関係者とどこまで話し合っているのか。長期間の放置は防犯・防火の観点からも不安があることは、これまでも指摘をしております。

(4) 草刈りや樹木の剪定をしない地権者への働きかけは、ルールどおりしておられるのでしょうか。前回以降の取り組みを御報告をお願いします。

大きな4番目でございます。

子育て育成教室や保育園の改善をお願いしたいのでございませう。

働く女性の大きな関心事が育児の問題です。学校がある時期は、子供を集団登校の集合同所まで行かせ、近所の子にも面倒を見てもらえるが、学校がない時期には子育て育成教室開始が朝8時30分からとなっており、大阪の会社でフルタイムで働いている身では、子供をひとりぼっちにさせて家を出ることになり、不安だとの声が出ております。

(1) 子育て育成教室の開始時刻を保育所と同じ7時30分に変更できないでしょうか。さらに18時までには保護者が迎えに行かなければならず、この場合、兄弟による迎えもだめだということになっております。仕事を継続できるかどうか迷っている母親もおいでになります。支援体制が必要ではないでしょうか。

(2) 仕事や冠婚葬祭などで入院治療の必要がない程度の病気やけが、その回復期の子供を保育することが困難な場合に一時的に預けられる病児保育は実施できないでしょうか。

(3) 町職員の育児休業、看護休暇取得状況はいかがでございませうか。看護休暇の中身をそこに書いております。

大きな5番目でございます。

入札の適切な実行について。

(1) 町が発注する仕事の入札が適切に実行されるように、どのような手だてを講じているのか。平成22年3月議会で落札率が90%を超過している受注者が存在することで問題を投げかけたわけですが、その後の進捗はいかがでございませうか。

(2) 公契約条例に関して「検討する」との答弁でありましたが、検討の進捗状況をお聞かせください。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

平岡町長第1回目の答弁

ただいま八尾議員から5項目についての御質問でございます。

まず第1点の現在の広陵町の財政状況についてということで2点について御質問をいた

だいています。順を追ってお答えをします。

広陵町の財政状況について、家計とみなしての御質問ですが、年間500万円の収入に対し、生活費ローンの返済合わせて484万円の支出があり、住宅ローン残高は、町起債残高が用地取得事業特別会計の残高を加えて217億4,000万円とUR都市再生機構立替償還金残高が7億5,000万円ありますので、住宅ローン残高は630万円となり、交付税算入分を差し引くと実質的な借金は273万円となります。さらに定期預金が66万円、小口現金が1万5,000円あると言えますが、町有財産は土地建物などはかり知れぬ額があることを申し添えたいと思います。

次に黒字額のことですが、黒字になっている財源の中には、翌年度へ繰り越す財源3,512万円や町債8億2,695万円も含まれておりますので、単純に黒字額が5億7,000万円とは言えない状況です。今後実質公債費比率は、改善していくと見込んではあるものの、経常収支比率は93.1%と依然として高い数値となっております。今後の高齢化による社会保障費の増加や公共施設の老朽化対策の経費などが見込まれることから、限られた財源を有効活用し、最小の経費で最大の効果を上げ得るように努めなければなりません。少子高齢化と経済情勢を考えると予断を許すことはできないと考えます。

次、2本の地区計画原案の今後の取り扱いについて、二つの御質問をいただいています。

まず2本の地区計画案の今後の取り扱いについてですが、1番と2番は関連しておりますので、続けてお答えさせていただきます。

馬見北5丁目地区、地区計画原案は本年10月22日から利害関係者への公告縦覧に付し、11月12日まで意見書を受け付け、16件の反対意見がありました。

一方、馬見南2丁目地区計画は、11月12日から公告縦覧に付し、12月3日まで意見書を受け付け、3件の反対意見がありました。

馬見北5丁目の意見につきましては、今後、県関係課と協議をし、意見内容の分類、分析を行った上で、町の考え方を付して再度、都市計画審議会へ御報告を申し上げ協議をさせていただきたいと考えております。

もちろん議会における御意見も集約し報告をさせていただき、都市計画審議会で議論をしていただくこととなりますので、御承知願います。

3番でございます。近所から心配する声が出ていた廃屋の解体撤去について、4点の御質問でございます。

一つ目の南郷の廃屋の御質問ですが、平成22年3月に地元区及び土地所有者関係人から相談を受け、関係機関と協議を重ねてきました。

結果として、土地所有者が借家人に対し、相続人不明との裁判所の執行決定により、本年11月に土地所有者から高田土木事務所のほうへ建設リサイクル法に基づく届け出が提出され、解体されることとなり、完了しました。

二つ目の御質問ですが、空き家となる原因は住まなくても残しておきたい、処分しようにも譲渡先が見つからない、老朽化しても壊す費用がない、相続がうまくいかず管理者が

定まらない等さままでございます。

今後の対応としては、粘り強く個別に対応することと考えております。

三つ目の御質問ですが、寺戸の工場敷地は、町税の滞納処分として公売を実施し、落札された方が管理をされており、今、その土地の利用計画を立てておられるとお聞きしております。前面町道につきましては、地元区より県道カルバートから高田川の寺戸橋までの間に歩道拡幅の要望があり、新しい所有者と歩道拡幅の内諾をいただきましたので、整備に向けて作業を行っているものであります。

次に3番でございます。空き地の適切な管理をしない地主への勧告命令についてでございますが、さきの9月議会にも御質問をいただき、答弁申し上げましたところでありますが、以降の取り組みについて、その状況を申し上げます。

よりよい環境を維持するための努力は、多くの地域で取り組んでいただいております、感謝しているところであります。

町におきましては、6月に確認作業を行い、その結果により、今年度の草刈りお願い通知は11月末現在で126通を発送し、対応不十分な場合の勧告通知は5通であり、命令文書に至ったものはありません。

参考といたしまして、9月答弁以降の通知は、お願い通知が13通となっております。いずれも相応の対応をいただきました。

昨今の傾向として、草刈りの関連の通知もおおむね限定されてまいりました。

シルバー人材センターで草刈りをお受けできる旨の御案内とあわせて通知を発送していることから、大半の方は最初の通知で草刈りを実施していただけますが、何度かお願いをして実施いただけるケースもあり、中には自己主張から独自の考え方で、町のお願いどおりに実施いただけないケースもありますが、何らかの対はしていただいているのがほとんどであります。

命令文書の発送は、できる限り避けてまいりたいと考えていますが、どうしても土地所有者等が管理責任を果たしていただけないケースがありますので、命令文書の発布も検討しているところです。

次、子育て育成教室や保育園の改善をお願いしたいということで、3点御質問をいただいております。

まず1点目でございます。

放課後子ども育成教室についてのお尋ねと存じます。

現在の利用時間の基本は、放課後から午後5時まで、30分の延長の場合は午後5時30分まで、1時間の延長の場合は午後6時までの三段階としています。

また、学校休業日の開所時刻は、午前8時30分からとしております。ただし、通勤の関係で早朝開所を希望される保護者については、各クラブへ相談いただくよう御案内させていただいており、各クラブにおいて可能な範囲で対応させていただいております。

なお、これらのことは「申し込みの御案内」に記載させていただき、保護者の皆様にお

知らせしております。

また、お迎えの時間も最終午後6時までとしておりますが、万一何かの都合でおくれる場合は、連絡をいただいた上で、保護者が来られるまで保育をしております。

しかし、常時遅い時間帯となられる方については、民間の送迎や預かり保育などをしておられるグループや団体の情報をお知らせし、直接お尋ねいただくよう御案内をしております。

保護者の就労形態が多様化している中で、保育時間の拡大については、今後の課題として捉えておりますが、子供さんを安心してお預けいただけるよう、施設のこと、指導員の配置のこと、所要経費のことなど、検討課題が多くありますので、利用者の声をお聞きしながら引き続き検討してまいります。

次、子育て育成教室の改善の2番でございます。

議員御質問の病児保育は、子育てと就労の両立支援策の一つであり、一般的にふだん保育園に通っている子供が発熱などの集団保育を受けることができない病気にかかった場合に、一時的にその子供を預かるサービスです。

病児保育は、体調に不安がある子供を預かるものですので、万一の急変に備えるために、看護師の配置や施設の整備などが必要になります。

既存の保育園での実施につきましては、人口の増加に伴って保育園への入園者も増加している傾向から、人員や設備を通常の保育に傾注せざるを得ず、専用スペースや看護師等を確保することは極めて厳しい状態であると思われれます。

また、保育園で実施する場合には、子供の状態と処置等について、町内の医療機関と詳細にわたる文書での連携が必要になるため、県内でも病児保育を実施している樺原市と奈良市については、市内の医療施設が充実している状況であります。

今後、ニーズの把握に加え、医療機関との協議等も含めた研究をしてまいりたいと考えるものであります。

次、3番の町職員の育児休業、看護休暇取得状況についてのお尋ねでございます。

現在、産後休暇者が1名、育児休業者が8名、計9名の女性職員が取得中でございます。

看護休暇でございますが、本町におきましては、国家公務員に準拠し、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」におきまして、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、1年において5日、その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日の範囲内の期間とし、1日または1時間単位で取得できることとなっており、種別としては特別休暇に位置づけられます。

子の看護休暇の取得状況につきましては、平成24年10月末現在、4名の女性職員が取得され、合計94.5時間の取得となっております。

次に、入札の適切な実行について、2点の御質問でございます。

入札の適切な実行につきましては、これまで指名選定審査会において、さまざまな観点

から制度の改正について検討し、郵便による入札の実施、品質確保に向けての総合評価方式の導入、最低制限価格の検討及び入札業務における競争性、透明性、公平性の確保を図るための電子入札の導入等の改善に取り組んでまいりました。

平成22年3月議会での落札率が90%を超過している受注者が存在することで問題を投げかけていただいたことについて、最近の傾向としては、最低制限価格での競合によるくじ落札が増加しており、落札率が90%を超える落札は減少しております。

理由としましては、経済情勢や受注競争の激化によるものと思われまます。今後もさらに品質確保に向けた最低制限価格の見直しなど公平性、透明性の確保、競争性の向上に努めます。

公契約条例については、全国的に6つの自治体が制定されている状況であります。また、国レベルにおいて公契約基本法創設を要求するという流れもございます。現在、奈良県でも先行事例を参考に検討している段階だと聞いております。

公契約とは、行政発注の委託業務のもとで働く労働者の賃金、労働条件の最低規則を公契約条例で確保するというものです。

工事や委託業務の、安ければいいという風潮がありますが、行政が市場経済にかかわる際に果たすべき「役割や責任」が求められており、公共サービスの質を確保するためには重要なことだと感じており、今後も奈良県からも情報提供いただきながら動向を注視してまいりたいと考えております。

当面は、町発注業務の価格の適正化、最低制限価格の設定等で対応しているところであります。

以上のとおりでございます。

八尾1番目の質問の2回目の質問

答弁ありがとうございました。

最初に広陵町の決算のことを取り上げましたのは、実は私、ことし広報委員になりました、議会だよりで町の決算がどういうふうになったのかというのをもうできるだけわかりやすくお伝えする必要があるんじゃないかという議論になりまして、年収家で500万円なのか、1,000万円なのか、例え話にしたほうが理解は早いのではないのかというので6名一致しましたので、原稿までつくったのですがいろいろスペースがありませんで、残念ながら何らかの機会を得たいなあとって質問をしたわけです。よく私も議員になりましたから町の財政はどうですかという質問を受けるときに一般の御家庭で言えば年収500万円だったら大体250万円、ここでは273万円と書いてありますが、その程度の借入金になっていますので、そんなに心配する必要はないんじゃないでしょうかということをお伝えを最近はお伝えをしているわけです。

答弁の中では町債の8億円もあるので、5億円の黒字とは言いにくいんだというような趣旨のことが書いてあるんですが、そうすると町の広報10月15日に出されているとこ

ろでは差し引きで7億6,543万円の実質収支額になりましたと。7億円余りましたと言うて書いているので、今の答弁とはちょっと認識が違っているんじゃないかと思います。これちょっと説明をしていただくのが1点です。

それから、町債で8億円あるということは、平成23年度に新たに8億円借金をしたということですから、その借金の額は217億円の中に入っているんだろうと思うんですね。それはどういう関係になるのか、はっきりしていただく必要があるんじゃないかと。

それと住民が不安に思っている原因の一つが、例えば議員が発行しているチラシがあるんです。これは坂口議員が発行している広陵フォーラムという、平成22年の決算を紹介した分なんですけれども、このときは借金が233億円ありますよというのが書いてあるんですね。町民税が20億円集まりますよと書いてあるんですね。ところが固定資産税とかほかの収入があるというのを書いてないんですよ。それで支出のところかというと、いきなり町の人件費の総額は15億円あるんですよと。だから20億円入ってきて15億円も使うって、まあ、役場の職員さん、ええ給料もろてはるねんねえという話になりかねないわけです。だから、町の財政状況というのは、鳥が上空から俯瞰するように全体をまず見渡して、それで特徴をきちんと示さないと、私わからないんじゃないかと思うんですね。この広報のこの書き方、今の答弁とこの広報の中身は、もうはっきり言って違ってますから、どちらが正確なんでしょうか。それもちょっと説明していただけますか。

松井総務部長 2 回目の答弁

先ほどの平成23年度の決算ということで、当然決算の実質の収支ということで差し引き、単年では8億円というような黒字ということになっております。ただし、その8億円に至るまでに歳入歳出それぞれ明細が書かれております。その中の歳入の町債というところには、その平成23年度で8億2,695万円の町債を発行しているという形で、実質の決算書ではそういう形になっておりますが、今言うてるその中には、この借金八億二千何ぼが含まれていますよという形で、ここでは説明させてもらっているということで、決算では必ず歳入歳出、その差し引きという形で上げさせてもらってますねんけれども、そういうちょっと御理解をいただいたらと思います。

八尾 3 回目の質問

今こうやって丁寧に説明していただくとある程度わかるんですが、一般の方の今の話を伝えてわかると思いますか、部長。奥さんにね、「うちの町こんなや」と言うたら、「あんた何を言うてるの」と言われるのに決まってまっせ。もうちょっとわかりやすいように講釈してもらわんと。だから、広報をもう少し改善してくださいよ。起債なんて言うているけれども、これは借金ですよとか。だから、一般の、私やろうと思ったのは議会だよりでやろうと思ったんだけど、一般の家のお父ちゃんとお母ちゃんの収入がこれだけあって、これだけ出ていって、これだけ定期預金があるよというような一つの例ですけれども

示していただいてやったほうがわかりよいんじゃないかと。特別の仕組みもありますから、特に交付税で算入するというのを、今選挙ですけれども、交付税の制度をなくしたほうがいいというような政党もあるようですから、ちゃんと約束したものは守っていただかないと困りますけれども、そういう状況だということをまず押さえた上で、もう一つは、もし黒字にしたい思うんだったら、事業をやらなかつたらいいですね。何もしなかつたら、じっと待っていたら入ってくるばかりでね。それが果たして住民の願いなのかというたら、そんなことはないので、先ほど町長も説明されましたが、後年度にずっと支払って行って、それは後の方にも御負担をいただくというふうに説明しているわけだから、それはぜひ貫いていただいたらいいし、今喫緊の課題はどこでどういう風にお金を使うのかということをもう少し吟味していただく必要があるかと思います。

それでそんなことで改善をお願いしたいのでございますが、やっていただけますか。

松井総務部長の3回目の答弁

今、御指摘いただきましたその辺につきましては、住民の皆さんにもっとわかりやすい方法でお知らせすると、またその借金に対してもどういう形でしているかということもはっきりさせてもらって改善はさせていただきたいと思います。

八尾2番目の質問の2回目の質問

2番目の地区計画でございます。

くしくも坂口議員が先に質問をされましたので、重ねてする必要はなかったわけですが、そうすると馬見北5丁目の場合には16件の反対意見がありましたということなので、分母が259というので変わらなければ6%になると思いますね。だから94%の方が特に異論は差し挟みませんよと。私、賛成したいという方の御要望をいただいて、植村部長のところにお話しに行っただけです。賛成意見をどうやって出したらいいのですかと言うたら、いや、それは及びませんと、異論のある方がこういう異論がありますよということ伝えていただいて、それで進めるのが趣旨ですからと、だから私自身も賛成意見は出しておりません。だからもう賛成にカウントしていただいたら結構かと思えます。

このことの関係で申しますと、慎重に進めてきた上にさらに慎重にしたいということであるとか、それから、これまで都計審のメンバーだけじゃなくて、新たに当選された議員の皆さんにも議論になった資料をお配りをして、十分に理解をしていただいて進めようではないかということやっていただいていますので、従来であればなかなか前に進まなかったのですが、公告縦覧をやっていただけて進み出したということで住民も大変喜んでおりますので、ぜひその線でやっていただいたらいいなと思います。

一つだけ私心配しているのは、この6月議会で建築条例を出されたのですが、その建築条例が議会で可決をされても、発効はしないんです、効力はないんですよと、所定の手続を経て都市計画審議会でも可決になって、県知事さんのところへ行って了解の判こをいただ

いたその日からでなければ発効しないんですよということを6月議会のときに植村部長も本会議でちゃんとお述べになっておられますし、そのことをなかなか理解をされない議員もおられるようですから、これもわかっていてわからないふりをしているのか、実際にわからないのか、私にはわかりませんが、言われたことで言えば3月の全員協議会のときに町長も選挙で選ばれるんだったら、議員も選挙で選ばれておると。二元代表制であると、こういうことで具体的な案がなければ検討できないというふうに言った経過はやっぱりあると思うんですね。だから、町長の側のぜひ議会に応援してもらいたいという趣旨で議会のほうに出されたなあというふうに思っておりますけれども、そのことについて、結果は今こういうような状況になっておりますけれども、一つ一つ着実に進めていただけたら結構なんじゃないかというふうに思っております。ということは、一般縦覧の前に都市計画審議会をもう一回やろうかと、こういうことですか。これはどういう性格になりますのやろか。県と相談をされて、特に都計審の委員さんに議論していただくんといかんという判断があった場合にはそういうふうにするやろけれども、特にそこまでは及ばない場合にはしないというような意味合いで言うておられるのか、どういう性格になるでしょうか。通常そういうことはないんですけども、お願いします。

植村事業部長の2回目の答弁

先ほどの6月議会に建築条例の手続を上げさせていただいた、今、八尾議員がおっしゃるとおりの説明でございます。今回の議会において、前回の都市計画審議会で、この手続条例、権利者縦覧を終えて、普通の流れでございますとその3週間の期間を終えますと一般縦覧に入るところでございますが、この段階にやはり丁寧にここまで来たのだから、もう少し丁寧に反対意見が出れば、都市計画審議会に諮って、この反対意見の内容について町はこういうふうに精査しましたといったような報告をさせていただいて、そこで審議会委員の皆様にご諮問をして、また可決になるのか、それは会長とまた協議したいと思っております。とりあえず都市計画審議会に諮って、次の一般縦覧に入るのかというところを議論をいただきたいと考えております。この流れに沿いますとは、別に条例の間違いであるとかいったようなものではございません。これは広陵町のこの馬見北5丁目につきましては、5年を経過して、やはりこれは合意形成に至るまでに足らないとか、十分であるとかいろんな意見はあるかと思っておりますけれども、これはやはりここまで来たらもう少し丁寧なやり方でやっっていこうではないかというのが町の趣旨でございます。

八尾3回目の質問

そうしますと予定より少しおくれるんですけども、事態は軌道に乗っておるということですから、既に住民の手から離れておりますので、あとは町が最もよい今後禍根を残さないような十分な手だてを打って仕上げていただきたいということを述べて、次の質問に入りたいと思っております。

近所から心配する声が出ていた廃屋ですが、これよくやっていただいたと感謝しております。大字の役員さんも相当に神経を使っておられて、周りの人たちも喜んでいて声を聞きます。それで、ここに書いてありますように相続人もわからないとか、いろんなパターンが考えられるんですが、今後やっぱりこういうことがふえていくだろうと思うんですね。一番心配なのはやっぱり火災、それから空き巣とか含めて犯罪の巣になったりしないだろうかというようなことはありますので、具体的にこういうような家が発生しているということがわかった場合にどこまで言えるかわかりませんが、町としてどこまでやり切ろうとするのか。今回はこういう形で地主さんがしっかりとした対応をされたということで、それに協力する形で進められたわけですけれども、住民の皆さんに対してはどのようにアピールをされるのか。あるいは地元の大字や自治会の役員さんとの関係でどういうふうにするのかというのをもう少し述べていただきたいというのが1点でございます。

それから、草刈り、樹木のことなんですけれども、草刈りは実は私、前からお願いしていたところは地主さんがまた刈ったんですけれども、刈った草をそのままにしておりまして、今風がきついですからお隣さんの敷地内に入り込んでおります。私が申し上げているのは、何度も言っているのもらちが明かないわけだから、何も最初から勧告命令をといることを構えて言う必要はないけれども、だけど本当にらちが明かないということをやったり判断されるのであれば、今回の南郷の件のようにしっかりとした対応をとっていただきたいと思うんですけれども、まだ、だからできませんねん。

それからの場のほうはどうなっているかと言うと、町長も御存じだと思いますが、2メートル以上出ていまして、その下が駐車場になるんですね。パネル車が通れませんから、軽乗用車とかそういうのでとめる場所になっているんですよ。あれもよくないんですね。だから、何かそういう仕組みというのはないんでしょうか。持ち主がちゃんとしないから問題なんですけれども、持ち主の側がしかねる状況にある場合にどうしたらいいのかということもある程度整理をしながら組み込んでいかないと解決しないんじゃないかというふうに思うんです。

以前、馬見北5丁目でやったAという会社の土地の所有者の女性の社長さん、わかると思うんですけれども、あの方がおられたときに草刈りを全然しないものだから、そのときにはチェーンソーを町の職員が持ってこられて刈り倒していただいたこともあります。もう緊急避難というようなこともありますから、だから、そういうこともちょっと考えていただきたいんですけれども、いろんなことをやっていただきたいんですけれども、どうでしょうか。どういうふうにされますか。

松井壮部長の3回目の答弁

私のほうからは初めの空き家対策、また廃屋対策という形で御説明申し上げたいと思いません。

この空き家等につきましては、以前から議員さんのほうから何遍か御質問をいただいております。法的な規制、また強制力というような形のそういうものがないというのが実情でございます。ところが、各大字また自治会によってはこういう形で放置されているという部分については景観を阻害する、また先ほど言われました火災、または防災の関係で大変悪いというような形で、あと安全対策の面でいろんな問題が起きてきております。これにつきましても、そういう根拠法令がないという中で、例としては以前も申し上げましたが和歌山のほうで条例というものがございます。その辺も十分検討はさせてもらっておりますけれども、その辺についてはあくまでも大字、自治会のほうに一応お願いして、そういういろいろなつながりの方を通じてのこちらから連絡をさせてもらおうと、町のほうからさせてもらおうという形で今までは幾らのそういう対処はやってきたという例がございます。

今後につきましては、それらを含めまして、十分町のほうでどういう形で進めていくかという部分も当然考えていかなければならない。特にその所有者がわからない点、また経済的な問題というものも発生してきます。そういう場合はどうするかという、その辺も含めまして、今後検討させていただきたいと思っております。

八尾4回目の質問

では、当面検討された上で、南郷のこれがうまくいきましたので、一つの例だけでも、こういう事例があったということを中心に説明できるような状態にして、個人の財産にかかわる問題だから余り言えないのかもしれないかもしれません。だけれども、そこはぼかして特定されないようにして、町内の話だけれども、こういう事例がありましたというようなことなんかは区長自治会長会のところで報告をして理解をしてもらうことだとか、それから大字が役員さんが相当頑張っているのは私知っていますので、その苦労話も含めてちょっとやりとりをして普及するようにしてほしいなど。だから、よくあるのは検討しますとか、善処しますとかというお役所言葉で事態は何も進まない。自治会の役員さんは何もそれ職業でやっているわけでも何でもなし、権利があるわけでも何でもなしですね。連絡調整係でやっているわけだから、余り大字や自治会の役員さんに負担をかけないようなやり方というのをもっと研究をして、ちょっとでも今回事例がこういうのがあったということを普及をしていただきたいと思うんですけれどもどうでしょうか、そのあたり、会議等で決定していただけますか。

松井総務部長4回目の答弁

今回南郷のほうでこういう事例があったということは当然お知らせはさせていただきます。

それと以前からありますように、大字とまた協力して所有者の方をお願いして撤去してもらったという事例も以前何カ所かはございます。そういうこともございますので、その辺も含めまして、多分旧村ではそういう空き家対策ということでお困りの大字のほうもあると思っておりますので、その辺の普及はさせていただきます。

八尾4番目の質問の2回目の質問

それでは、ありがとうございました。ぜひお願いいたします。

子育て育成教室の件でございます。

これは、御近所の子育て真っ最中のお母さんからの相談がありましたので、これはぜひ言わなあかんと。現在、放課後育成教室は8時半から18時までになっていますが、保育園は長時間で7時半から19時までなので、朝と夕方で1時間の時間差があると。それで、考えていただきたいのは、広陵町の町内で仕事をしておられる方であれば何とか間に合いますが、そこから子供を出して預けて五位堂に行って電車に乗って、それで仕事をして、また定時で帰ってきても非常にもう際どいところなんですね。それでどういうふうにいるのかと実際に聞いてみましたら、近所におじいちゃんとおばあちゃんが住んでいるので、お迎えは頼んでますと。それからときには御飯の用意もしてもらって助かってますというお話をされる方ありました。実は我が家にも30歳と27歳の男の子2人おりますが、病気したりとかいろんなことがあったらいつも箸尾の親のところに行って、「おばあちゃんまた来たよ」言うて、「ああ、また来たの」とか言うて難しそうな顔をしてましたけれどもね。「来るときと帰るときが一番うれしい」とか言うてましたですけれども、そんな身内で解決が図られるのであればいいんですけれども。これは、ですから地域でそういうお迎えをしていただける、そういう親がいたらいいんですけれども、遠方の場合、あるいは亡くなったりしていたらできませんから、そういうお迎えの保護者の集団といいますか、やっていただける方をいらっしゃいませんかという呼びかけを町でもらいたいと思うんですけれども、あきませんか。

竹村教育委員会事務局長の2回目の答弁

お話の内容をお伺いいたしました。

先ほど町長が答弁させていただきましたように、現状といたしましてはいろいろな形で御相談を受けながら、また御自身でもいろいろとおじいちゃん、おばあちゃん、また御近所で対応されながら子供さんの子育てをしておられるという現状でございます。

それで今のところはお答えしたとおりでございますが、おっしゃるように子供は社会の宝、地域で育てるということも大事な子育ての一つでございますので、今後いろいろな課題を研究するに当たりまして、その点も含めまして研究もさせていただけたらと考えます。

よろしくお願いいたします。

八尾3回目の質問

3回目ですね。ぜひ、現実味のある仕事にしてくださいね、部長ね。

一つ紹介をしたいと思うんです。これは私、今手元に持っているのは、世界経済フォーラムという団体が毎年発表している男女平等度ランキング「男女格差報告」というのを2

012年版なんです。日本は何位か、町長御存じですか。101位ですよ。去年98位だったのが101位に後退したんです。中身を見ましたら、高いのは識字率、文字を知っていると。それから中等教育の就学、これはトップなんです、1位なんです。ところがよくないのは、経済活動への参加と機会が102位、労働への参加が78位、賃金の平等が97位、幹部や管理職になるのが106位、一番ひどいのは政治への関与でございまして110位。居並ぶ町の幹部の中に女性おいでにならないでしょ。大変なんですって、やっぱり。それで女の人を家に家事に縛りつけるというのはもうあかんわけですよ。この団体は最後のところでどういうことを言っておられるのかというと、報告では日本について経済活動への参加と機会、及び政治への関与のカテゴリーで、それぞれ102位と110位と評価し、女性の企業幹部や議員の少なさを指摘している。さらに女性の教育水準が高いにもかかわらず労働市場でうまく活用されていないため、教育投資に見合う利益を得られていないと説明している。加えて男女の格差をなくすことで女性の社会進出が進み、その結果、日本のGDPが16%ふえるとの研究も紹介されている。だから、女の人が外に出て仕事をしにくくしていることが、国の発展の妨げになっているということをこの団体は説明しているわけですよ。101位でっせ。だから、男女共同参画社会の実現をとということで私らも言うておりますけれども、そのあたりで具体的に保育園にちゃんと預けられると、預ける時間に自分に対応できないときにはサポートがあると、こういうことが整備されませんと女の方は仕事に出ていけないでしょ。奈良県の男性の家事の時間が、全国で一番低いんですってね。それは聞かれたことあると思うんですけれども。そんなことがあるから、ですから、奈良市では病児保育をやっていますが、これは以前の奈良県立病院ですね、今の奈良市立病院の附属にいちご保育園という、あるいはあかね保育園という保育園がありまして、病院の中にそういう病児保育をしている場所があるそうです。広陵町では、病院といえば国保になりますから預けるのもなかなか大変なんですけれども、けどいづれこういうことをちゃんとやらないと安心して外へ出て仕事に行けないんじゃないかと私は思うんですけれども、どうでしょうか、何かコメントがありましたら。

池端福祉部長の3回目の答弁

複数おっしゃっていただきましたので、まず女性の社会参加といいますか、預けるそういうサポート体制というところで、今現在、シルバー人材センターのほうで、いわゆるポケット、それがなくなる、存続をという従前の議会の経緯も御記憶をいただいている節もあるかと思いますが、福祉施策としてそういうところのお力もかりて、ただ同じように継続をするだけではなしにボランティアのお方を募ってというところで、ことし1年試行的にやらせていただいております。その中には、送迎ということで、1回500円程度でございましてけれども、その送迎についても可能な範囲で実施をしていただけるものと考えてございます。ちょっと今お手持ちとしてどのぐらいの実績があったのかは持っておりませんが、一応そのような体制をとらせていただいていると。究極は、いわゆるファ

ミリーサポート的なものが必要になってくるのではないかなと考えてございます。研究を進めてまいりたいと考えます。

それと、今、いわゆる病後の関係の保育でございます。確かに議員御提案いただいたように、そういった要因が出てまいります。町長のほうの答弁でもお答えがありましたように、まだまだその先進的なのというのか、そういう体制整備、橿原市のほうはある個人病院ですけれども、入院設備がある一定の大きな病院と、奈良市のほうにつきましては、奈良市の市立の病院というところで病院の中でキッズルーム的なものを整備して、そちらのほうで実施をしておられると。橿原市については、確かに年間200人程度の利用があるというように聞いてございます。私どものほうも、差し出がましいわけなんですけれども、万が一広陵町のそういう形で使わせていただけることが可能であるのかどうか、確認をさせていただきました。あいておったらどうぞという非常にありがたいお答えをいただいたわけでございますけれども、そういうところで病後児の問題も含めまして、公立の園ではなかなかそのスペースとか、あと医療機関との連携とか、この辺は実情として、やっぱり子供さんが一番大事ですので、預かるわ、何かあったわというようなことでは、もうこれはとんでもないことになります。前にもお答えをした記憶がございますけれども、労務保育園、新しい園舎という形でうまく使っていただいております。その中で、これは病後児保育でございますが、それをする、その教室として一つスペースをとっていただいております。実施にあたりましては、当然、看護師であるとか、もうちょっと設備といえますか、人員をもっと入れないとあきませんけれども、そういう可能なスペースがございます。私立ですので、当然それを実施していただくということになれば、運営費のところ当然その費用を乗せてお願いをするということかなと考えてございます。

ファミリーサポートにつきましては、申し上げましたように今後いわゆる子育て支援というようなところで必要になってくるものであると認識をしております。研究を続けさせていただきます。

以上でございます。

八尾5番目の質問の2回目の質問

来年3月で退職しようかどうか悩んでいるお母さんもいますから、ぜひ温かい御支援をお願いしたいと思います。

最後の質問でございます。

議員のところに工事請負契約報告書というのが毎月届いております。2年前に私、これデータ処理して落札率を出したんですが、予定価格と落札が82%だったんですが、今回4年間、48カ月分を計算をしましたら、79%、3%数値がちょっと下がっております。ところが落札率95%以上が8社、それから90%から95%が26社、ですから34社あるんですね。2年前のときには36社ありましたから、ほとんど数としては変わってないんですよ。逆に50%未満という非常に低い落札率がありまして13社あるんです。

そのうち7社はコンサルタント会社です。ここはまともに給料を払っているのかどうか、ちょっと不安になるような感じもあるんですけども、95%以上の8社のうちで半分はある特定の業界の会社でございます。それは一応名前とか申しませんが、分野も申しませんが、一度洗っていただく必要があるんじゃないかというふうに私は思っております。

それで、これなかなか公契約条例の研究をというのもありまして、難しいんですけども、下請、孫請とかに仕事をさせて、実際には給料が払われないような状況になるとか、そういうことも排除できる仕組みでありますし、会社のほうも緊張感を持って応札に来られるのではないかというふうに思います。

定期的にチェックを会議なんかでかけているというような答弁があるわけなんですけれども、大事な税金をやっぱり一番有効に使ってもらえるようにするために、やっぱり中身を追っかける必要があるんじゃないかと。

2年前9.2%程度で落とされた会社の履歴を見ましたら、その後、1回だけ落札率がぐーん下がってまして、これがいわゆるたたき合いかというようなことをやっているんじゃないかなというのが思われるようなものがあったり、データをもっている資料だけで勝手に類推しているんですけどもね。だけどやっぱりこういう時代ですから、手抜き工事で事故が起きてもらっても困るだろうし、そういう点でやっぱりかなめのところですから、ぜひこの取り組みをしていただきたいと思うんですが、今この入札の業務で気になっている点ですね。2点ほど挙げていただけませんか。この点は心配しておって、この点取り組んでいるんじゃないかとということがありましたら教えてください。

山村副町長 2 回目の答弁

まず、いわゆる経済情勢を反映して競争激化しているということで落札率が下落している。工事請負契約については、最低制限価格を設けているんですが、それ以外の委託業務については最低制限価格を設けていないというのは明確な設計単価等がございませんので、何社か見積もりをとって予定価格を定めるものですので、最低制限価格は設けない。それで非常に金額が接近したり、あるいはどーんと下に行ったりという傾向が出ますので、この委託業務についても最低制限価格を設けなければならないのかという気もいたしております。と申しますのは、非常に低価格で落札して、その結果、会社が、結果として倒産した会社が落札しているという、業務の途中でわかるわけなんですけど、そういうケースも出てまいりますので、余り低価格で来るのもどうなのかなという議論はいたしております。

それともう一つは、やはり随意契約の問題、議会から御指摘いただいている点、担当者も非常に悩みを抱えているということでございます。そこでないと調達できないものも無理に入札をやらなければならないという点がどうなのかなというのが常に指名審査会で議論をしている状況でございます。

八尾 3 回目の質問（発言）

悩ましい仕事ではありますけれども、非常に肝心かなめのところでございますので、今言うていただいたことも含めて、ぜひ今後も努力していただきたいことを申し述べて質問を終わります。

議長

それでは、以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。